令和８年度龍ケ崎市省エネ家電買換え促進事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、エネルギー価格及び物価高騰対策として、エネルギー消費性能の優れた省エネ家電への買換えを促進し、市民生活の支援及び本市の二酸化炭素排出量の削減を推進するため、予算の範囲内において令和８年度龍ケ崎市省エネ家電買換え促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、龍ケ崎市補助金等交付規則（平成１５年龍ケ崎市規則第１７号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　省エネエアコン　産業標準化法（昭和２４年法律第１８５号）第２０条第１項に規定する日本産業規格のＣ９９０１（以下「Ｃ９９０１」という。）に基づく省エネルギーラベル（以下「省エネルギーラベル」という。）の目標年度が２０２７年度又は２０２９年度であるエアコンのうち、Ｃ９９０１に基づく省エネルギー基準達成率（以下「省エネルギー基準達成率」という。）が８７％以上のものをいう。

⑵　省エネ冷蔵庫　省エネルギーラベルの目標年度が２０２１年度である冷蔵庫のうち、省エネルギー基準達成率が１００％以上のものをいう。

⑶　ＬＥＤ照明器具　住宅の壁又は天井に固定して使用する照明器具であって、光源がＬＥＤのものをいう。

⑷　省エネ家電　省エネエアコン、省エネ冷蔵庫及びＬＥＤ照明器具をいう。

⑸　古い機器　自ら居住する住宅に現に設置されているエアコン、冷蔵庫又は照明器具をいう。

⑹　買換え　古い機器を新たに購入した省エネ家電に設置し直すことをいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

⑴　省エネ家電を購入した日及び第６条の規定により行う補助金の交付の申請の日（以下「申請日」という。）において、市内に住所を有していること。

⑵　申請日において、補助対象者本人及びその者と同一の世帯に属する者に市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び公共下水道使用料の滞納がないこと。

⑶　補助対象者本人及びその者と同一の世帯に属する者が、この要綱に基づく補助金の交付の決定を受けていないこと。

（補助対象家電）

第４条　補助金の対象となる省エネ家電（以下「補助対象家電」という。）は、省エネ家電であって、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

⑴　令和８年６月２０日から令和８年１０月３０日までに購入したものであること。

⑵　市内に所在する店舗又は事業所（以下「販売店等」という。）において購入したものであること。

⑶　購入する省エネ家電が新品であること。

⑷　買換えであること。

⑸　自らが居住する市内の住宅に設置するものであること。

⑹　申請日において省エネ家電の設置が完了していること。

⑺　購入する省エネ家電について、国、他の地方公共団体又は本市が行う他の補助制度による補助金の申請をしていないこと。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、補助対象家電の購入に要する費用から次に掲げる費用を控除した額に３分の１を乗じた額とし、３万円を限度とする。ただし、購入した補助対象家電に省エネルギー基準達成率が１００％以上の省エネエアコンを含む場合は、５万円を限度とする。

⑴　付属品、配送及び設置に関する費用

⑵　古い機器の処分に係る費用

⑶　割引券、クーポン券及び販売店等のポイントで支払った費用

２　前項の規定により算出した額に１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

３　第１項の規定にかかわらず、補助金の額が予算の残額を超える場合における補助金の額は、当該残額を上限とする。この場合において１，０００円未満の端数の切り捨ては、行わないものとする。

（補助金の交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和８年度龍ケ崎市省エネ家電買換え促進事業補助金交付申請書兼請求書（様式第１号。以下「申請書」という。）に次に掲げるものを添えて、令和８年７月１日から令和８年１０月３０日までに市長に提出しなければならない。

⑴　補助対象家電を購入したことが分かるレシート又は領収書の写し（購入日、販売店等の名称及び所在地、補助対象家電の機器名等（製造者、商品名、型番等をいう。）並びに支出の内訳の記載があるものに限る。）

⑵　省エネエアコン及び省エネ冷蔵庫に係る申請にあっては次に掲げるいずれかのもの、ＬＥＤ照明器具に係る申請にあってはアに掲げるもの

ア　古い機器が設置されていたことが分かる写真及び補助対象家電を設置したことが分かる写真

イ　特定家庭用機器再商品化法（平成１０年法律第９７号）第４３条第１項に規定する特定家庭用機器廃棄物管理票の写し（家電リサイクル券の排出者控）の写し

⑶　補助対象家電の省エネルギー基準達成率が確認できる資料（ＬＥＤ照明器具を購入した場合を除く。）

⑷　前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

２　前項の規定にかかわらず、申請者は、書面による申請書の提出に代えて、市長が指定する電子申請（市長の使用に係る電子計算機と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。以下同じ。）により申請することができる。

３　前項の規定により行われた申請は、当該申請を受ける市長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に申請したものとみなす。

４　申請書及び電子申請によりされた補助金の交付の申請の受付の順位は、申請の順序による。ただし、補助金の交付の申請の額が予算の範囲を超えたときは、当該申請を受け付けた日の申請者の中から抽選により申請の順序を決定するものとする。

５　市長は、前項ただし書の規定により抽選を行った場合は、当該抽選の対象となった者に対し、その結果を令和８年度龍ケ崎市省エネ家電買換え促進事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第２号。以下「通知書」という。）により通知するものとする。

（補助金の交付決定等）

第７条　市長は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかにその内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、通知書により、申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金の交付を行うものとする。

３　市長は、第１項の規定により補助金の不交付を決定したときは、通知書にその理由を付さなければならない。

（交付決定の取消し及び返還）

第８条　市長は、前条第１項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

⑴　偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

⑵　前号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付の決定を取り消す必要があると認めるとき。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合は、令和８年度龍ケ崎市省エネ家電買換え促進事業補助金交付決定取消通知書（様式第３号）により補助決定者に通知するものとする。

３　市長は、第１項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

（財産処分の制限）

第９条　補助決定者は、省エネエアコン及び省エネ冷蔵庫にあっては当該交付の決定の日から起算して６年間、ＬＥＤ照明器具にあっては当該交付の決定の日から起算して８年間、返品し、譲渡し、交換し、貸与し、転売し、廃棄し、又は担保に供してはならない。ただし、正常使用における故障、天災による破損等自己の責めに帰すべき事由以外により補助金の交付の決定に係る補助対象家電を処分する場合にあっては、この限りでない。

（報告等）

第10条　市長は、補助金の交付に関し必要があると認める場合は、補助対象者に対し報告を求め、又は調査することができる。

（補則）

第11条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付　則

（施行期日）

１　この告示は、公布の日から施行する。

（この告示の失効）

２　この告示は、令和９年３月３１日にその効力を失う。

（失効後の経過措置）

３　この告示の失効の日以前に補助金の交付の決定を受けた者に係る第８条及び第９条の規定は、同日後もなおその効力を有する。